

誰もが生きやすい社会へ 「障害者差別解消法」が施行されました

この法律では、障がい者に対する差別の解消を推進する、基本的な事項や措置などを定めています。差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

■問い合わせ先

福祉課障害者福祉係
☎(36) 3135
FAX(36) 5056

障害者差別解消法で差別にあたること

① 不当な差別的取り扱い
正当な理由なく、障がいがあるというだけで、サービスの提供を拒否したり、障がいのない人には付けない条件を付けたりすること、不当な差別的取り扱いとなります。

② 合理的配慮をしないこと

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くため、必要で合理的な配慮をすることが求められます。それらをしないことは、差別になります。

【例えば…】

- ▽お店に入ろうとしたら、車椅子を利用していることが理由で断られた
- ▽アパートの契約をするとき、「私には障がいがあります」と伝えると、障がいがあることを理由にアパートを貸してもらえなかった
- ▽スポーツクラブや習い事の教室などで、障がいがあることを理由に入会を断られた

【例えば…】

- ▽聴覚障がいのある人に声だけで伝える
- ▽視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読み上げない
- ▽知的障がいのある人に分かりやすく説明しない
- ▽車椅子の人が乗り物に乗るとき、手助けをしない



差別することは、行政機関、会社、お店などでも禁止されます

行政機関は、必ず合理的配慮をしなければなりません。会社やお店などは、障がいのある人が困らないように、できるだけ努めなければなりません。

障がいのことで差別されたら、まずどうしたらいいですか？

行政機関の各担当窓口で相談してください。解決できない場合は、他の相談窓口を紹介します。市では、職員対応規程に基づき、相談対応します。



差別した会社やお店などは、どうなるのですか？

会社やお店などの場合は、障がいのある人にどんな対応をしたか行政機関に報告するように求められます。差別をしないように注

意をされたりすることがあります。

近所の人から差別的なことを言われました。その人は罰を受けないのでしょうか？

障害者差別解消法が禁止しているのは、行政機関や会社、お店などによる差別です。この法律が、一人一人のすることや考えを罰することはありませんが、障がいのある人への差別がなくなるよう、みんなで努力していきましょう。

市から

就学援助・高等学校等奨学金制度の今年度申請受付開始

① 小・中学校就学援助制度

- 内容 経済的な理由で、学用品費や給食費などを負担することが困難な場合に費用の一部を援助
 - 対象 小・中学校に在学し、市内に住所を有する児童・生徒の保護者
 - 市では、特別支援教育就学奨励費も、就学援助制度に含めています
- #### ② 高等学校等奨学金制度
- 内容 経済的な理由で就学困難な場合に奨学金を支給
 - 対象 高等学校か高等専

大島・地島での救急時の搬送費の補助額を増額します

搬送費補助とは、大島、地島での病気や事故、ケガで、ただちに医療機関への受診が必要になった場合に、本土への搬送費（海上タクシー代など）を補助するものです。今回、補助額が以下のように増額されます。

●補助額

- ▽乗船した時間が日中（午前6時～深夜0時） 1回5000円
- ▽乗船した時間が深夜と早朝（深夜0時～午前6時） 1回1万円

●注意事項

- ▽最大1万円の搬送費補助は、平成28年4月1日以

門学校に在学し、市内に住所を有する生徒の保護者

①②共通事項

- 集中申請受付期間 6月9日（木）～同20日（月）
- 土・日曜日を除く
- ▽受付時間 午前8時30分～午後5時
- ▽場所 本館3階・302会議室
- 6月14日（火）のみ午後7時まで。午後5時以降は、正面玄関が閉鎖されるため警備員室入口から入場
- 当期での申請分のみ4月にさかのぼって認定
- 通常申請受付期間 6月21日（火）～平成29年2月28日（火）
- 土・日曜日、祝日、年末年始を除く
- ▽受付時間 午前8時30分～午後5時

▽場所 教育政策課学務係（本館3階）

*申請した月の翌月から認定

*今まで同制度を受けていた人も、新たに申請が必要

●申請に必要なもの

▽申請書、印鑑

*各申請書は、教育政策課で入手か、市ホームページからダウンロード

●就学援助申請書は、市内各小・中学校でも入手可能

*通帳（申請者名義に限る）

▽ひとり親家庭等医療証（該当者のみ）

▽住居の賃貸借契約書（該当者のみ）

▽在学証明書（高等学校等奨学金申請者のみ）

*今年度から、住民票と所得証明書の提出が不要に

降の搬送が対象です。平成28年3月31日以前の搬送に係る搬送費補助は、5000円が限度となります。

▽搬送費は立て替え払いとなり、後日補助します

▽補助を受けるためには、申請と救急であることの証明書が必要になります

*詳細は、地域安全課まで問い合わせを

■問い合わせ先 地域安全課

☎(36) 5050

なりません。ただし、対象児童生徒の家族で市外に住所を有する人（単身赴任や大学生の別居など）については、以下のとおり提出が必要

▽住民票謄本（申請時に市外に住所を有する人のみ）

*氏名、生年月日、世帯主との続柄が記載されたもの

▽平成28年度所得証明書（平成28年1月1日時点）

▽市外に住所を有し、平成27年中に所得があった人のみ

*源泉徴収票不可

*所得証明書の詳細は、平成28年1月1日に住所を有していた市町村に問い合わせを

■申込・問い合わせ先 教育政策課学務係

☎(36) 5099

九州電力グループ
介護付有料老人ホーム
九電ケアタウン

充実したサポート体制

- 24時間スタッフ配置
- 看取りまで安心した暮らし
- 充実した食事・イベント

☎0120-290-873

イベント・見学・相談会参加ご希望の方は、事前に電話にてお申込み下さい。

開催日

5月18日(水)、5月21日(土)、5月25日(水)、5月28日(土) 11:00~

①九友合唱団コンサート
5月28日(土) 13:30~14:30

②恋人の日コンサート
6月12日(日) 13:30~14:30

参加無料 *イベント日は、変更になる場合がございます。

お客様との「ふれあい」を大切に安心な生活をサポート

住所/〒811-3214 福岡県福津市花見が丘3丁目28番2号
ホームページを更新しました。九電ケアタウン 検索